

民間規格のリスト化等に関する意見募集について

日電規委 2026 第 0017 号
令和 8 年 9 月 3 日
日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会では、標記について令和 8 年 8 月 28 日の委員会で評価いたしました。以下の内容をご確認いただき、本件についてご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- (1) 「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」(JESC E6001) の改定について
- (2) 「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」(JESC E6002) の改定について
- (3) 「フライダクトのダクト材料」(JESC E3001) の確認について
- (4) 「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」(JESC E6003) の確認について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

(1) 「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」(JESC E6001) の改定について

- a. 民間規格等作成機関
需要設備専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設」(JESC E6001) は、バスダクト工事による低圧屋上電線路の施設について規定するものです。
今回の改定は、引用規格である JIS C 0920 は、IEC 整合に伴って規格体系が変更となり JIS C 60529 へ移行されたため、引用規格を JIS C 60529 へ変更し、最新版を適用するものです。
JESC E6001 は、既に電技解釈第 113 条に引用されておりますが、今回の改定結果について国の第 16 回電力安全小委員会で示された技術基準の体系（以下、「民間規格のリスト化」という。）の報告を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp/public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）

(2) 「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」(JESC E6002) の改定について

- a. 民間規格等作成機関
需要設備専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「バスダクト工事による 300V を超える低圧屋側配線又は屋外配線の施設」(JESC E6002) は、バスダクト工事による 300V を超える低圧の屋側配線又は屋外配線の施設について規定するものです。
今回の改定は、引用規格である JIS C 0920 は、IEC 整合に伴って規格体系が変更となり JIS C 60529 へ移行されたため、引用規格を JIS C 60529 へ変更し、最新版を適用するものです。
JESC E6002 は、既に電技解釈第 166 条に引用されておりますが、今回の改定結果について「民間規格のリスト化」の報告を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp/public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）

(3) 「フライダクトのダクト材料」(JESC E3001) の確認について

- a. 民間規格等作成機関
需要設備専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「フライダクトのダクト材料」(JESC E3001) は、フライダクトに使用するダクトの材料について規定するものです。
前回の規格の確認から 5 年が経過するため、JESC 運営要領「民間規格等制改定の審議に係る要領」に基づき、規定内容の確認を行いました。

JESC E3001 は、既に電技解釈第 172 条に引用されておりますが、今回の確認に伴い「民間規格のリスト化」の報告を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp/public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）

(4) 「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」(JESC E6003) の確認について

- a. 民間規格等作成機関
需要設備専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- b. 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「興行場に施設する使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の配線」(JESC E6003) は、興行場において使用電圧が 300V を超える低圧の舞台機構設備の屋内配線及び移動電線について規定するものです。
前回の規格の確認から 5 年が経過するため、JESC 運営要領「民間規格等制改定の審議に係る要領」に基づき、規定内容の確認を行いました。
JESC E6003 は、既に電技解釈第 172 条に引用されておりますが、今回の確認に伴い「民間規格のリスト化」の報告を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp/public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）

3. 規格の発行予定及び国への要請予定

令和 8 年 10 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。
(問い合わせ先・意見提出先)
日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人日本電気協会 電気規格室）
住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階
電 話：03-6629-9197
電子メール：委員会ホームページ (<https://www.jesc.gr.jp>) の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：令和 8 年 9 月 3 日（木） 受付終了日：令和 8 年 10 月 2 日（金）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。
備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。